



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

抗 PCSK9 抗体製剤（プラルエント皮下注）に係る
最適使用推進ガイドラインの一部改正に伴う留意事項の一部改正について

平成 28 年 8 月に薬価基準に収載された抗 PCSK9 抗体製剤「プラルエント皮下注 75mg ペン」等（アリロクマブ製剤）につきましては、これまでに「最適使用推進ガイドライン」が定められるとともに、保険適用上の留意事項が示されているところです。（平成 29 年 4 月 17 日付け福県医発第 209 号(地)、平成 29 年 9 月 25 日付け福県医発第 1677 号(地)をご参照下さい。）

今般、家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症を効能・効果とするプラルエント皮下注のうち、ペン製剤に「心血管イベントの発生リスクが高い」かつ「HMG-CoA 還元酵素阻害剤による治療が適さない」患者が対象として追加されたこと等に伴い、「最適使用推進ガイドライン」が一部改正されるとともに、同製剤の保険適用上の留意事項が改正され、診療報酬明細書の記載事項（使用可能な HMG-CoA 還元酵素阻害剤がないと判断した理由）等が示された旨、日本医師会より通知がありました。（改正箇所については、添付資料[別添]中の新旧対照表をご覧ください。）

つきましては、本件について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

（添付資料）

抗 PCSK9 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの改訂に伴う留意事項の一部改正について
（平 30. 11. 21 保医発 1121 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長）

〔別添〕として、平 30.11.21 薬生薬審発 1121 第 1 号 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長「アリロクマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドラインの一部改正について」を含む。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日 医 発 第 967 号
(地 285) (保 240)

平成 30 年 11 月 29 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
横 倉 義 武

抗 PCSK9 抗体製剤（プラルエント皮下注）に係る
最適使用推進ガイドラインの一部改正に伴う留意事項の一部改正について

平成 28 年 8 月に薬価基準に収載された抗 PCSK9 抗体製剤「プラルエント皮下注 75mg ペン」等（アリロクマブ製剤）につきましては、これまでに「最適使用推進ガイドライン」が定められるとともに、保険適用上の留意事項が示されているところです。（平成 29 年 4 月 7 日付け日医発第 45 号、平成 29 年 9 月 14 日付け日医発第 590 号をご参照下さい。）

今般、家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症を効能・効果とするプラルエント皮下注のうち、ペン製剤に「心血管イベントの発生リスクが高い」かつ「HMG-CoA 還元酵素阻害剤による治療が適さない」患者が対象として追加されたこと等に伴い、「最適使用推進ガイドライン」が一部改正されるとともに、同製剤の保険適用上の留意事項が改正され、診療報酬明細書の記載事項（使用可能な HMG-CoA 還元酵素阻害剤がないと判断した理由）等が示されました。（改正箇所については、添付資料〔別添〕中の新旧対照表をご覧ください。）

つきましては、本件について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

（添付資料）

抗 PCSK9 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの改訂に伴う留意事項の一部改正について

（平 30. 11. 21 保医発 1121 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長）

〔別添〕として、平 30. 11. 21 薬生薬審発 1121 第 1 号 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長「アリロクマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドラインの一部改正について」を含む。

保医発 1121 第 3 号
平成 30 年 11 月 21 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

抗 PCSK9 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの改訂に伴う
留意事項の一部改正について

抗 PCSK9 抗体製剤「プラルエント皮下注」については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 28 年 8 月 30 日付け保医発 0830 第 1 号）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところです。

今般、「アリロクマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドラインについて」（別添：平成 30 年 11 月 21 日付け薬生薬審発 1121 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）のとおり、最適使用推進ガイドラインが改訂されたことに伴い、本製剤に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 28 年 8 月 30 日付け保医発 0830 第 1 号）の記の 3 の（2）及び（3）を次のように改める。
- 3 プラルエント皮下注 75mg シリンジ、同 150mg シリンジ、同 75mg ペン及び同 150mg ペン
- （2）本製剤のうちシリンジ製剤（プラルエント皮下注 75mg シリンジ及び同 150mg シリンジ）の効能・効果は「家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症。ただし、

心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-C o A還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る」であることから、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-C o A還元酵素阻害剤の最大耐用量を服用しているが、十分な治療効果が得られていない患者に限り使用すること。

本製剤のうちペン製剤（プラルエント皮下注75mgペン及び同150mgペン）の効能・効果は「家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症。ただし、以下のいずれも満たす場合に限る。

- ・心血管イベントの発現リスクが高い
- ・HMG-C o A還元酵素阻害剤で効果不十分、又はHMG-C o A還元酵素阻害剤による治療が適さない」

であることから、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-C o A還元酵素阻害剤の最大耐用量を服用しているが、十分な治療効果が得られていない患者、又はHMG-C o A還元酵素阻害剤による治療が適切ではない患者（副作用の既往等によりHMG-C o A還元酵素阻害剤の使用が困難な患者又はHMG-C o A還元酵素阻害剤の使用が禁忌とされる患者）に限り使用すること。

また、本製剤の使用上の注意において、「本剤投与にあたっては、あらかじめ高コレステロール血症治療の基本である食事療法を行い、更に運動療法、禁煙、他の虚血性心疾患のリスクファクター（糖尿病、高血圧症等）の軽減等も十分考慮すること」とされているので、患者に対して必要な治療及び指導を十分に行った上で、本製剤の使用を考慮すること。

（3）本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ① 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」又は「施設要件イ」と記載）
 - ア 医師免許取得後、満6年以上の臨床研修歴を有し、このうち3年以上は循環器診療に関する臨床研修歴を有する医師が所属する施設
 - イ 医師免許取得後、満6年以上の臨床研修歴を有し、このうち3年以上は動脈硬化学に関する臨床研修歴を有する医師が所属する施設
- ② 本製剤の使用が必要と判断するに当たって参照したLDL-Cコレステロールの検査値及び当該検査の実施年月日
- ③ 食事療法を行っている旨、及び患者の状況に応じて、運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の危険因子に対する治療若しくは指導を行っている旨
- ④ HMG-C o A還元酵素阻害剤で効果不十分な患者に投与する場合には、投与中のHMG-C o A還元酵素阻害剤の成分名及び1日投与量。なお、1日投与量が最大用量でない場合は、最大耐用量である旨もあわせて記載すること。
- ⑤ 本ペン製剤をHMG-C o A還元酵素阻害剤による治療が適さない患者（副作用の既往等によりHMG-C o A還元酵素阻害剤の使用が困難な患者又はHMG-C o A還元酵素阻害剤の使用が禁忌とされる患者）に投与する場合には、使用可能なHMG-C o A還元酵素阻害剤がないと判断した理由
- ⑥ 家族性高コレステロール血症以外の患者では、以下の心血管イベントのリスク因子のいずれに該当するか（「リスク因子ア」から「リスク因子オ」までのうち該当

するものを記載)。

ア 冠動脈疾患（安定狭心症に対する冠動脈形成術を含む）の既往歴

イ 非心原性脳梗塞の既往歴

ウ 糖尿病

エ 慢性腎臓病

オ 末梢動脈疾患

- ⑦ 家族性高コレステロール血症以外の患者で、⑥の「リスク因子ウ」から「リスク因子オ」までのいずれかに該当し、HMG-C o A還元酵素阻害剤で効果不十分な患者に投与する場合、投与中のHMG-C o A還元酵素阻害剤の投与期間

薬生薬審発 1121 第 1 号
平成 30 年 11 月 21 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

アリロクマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドラインの一部
改正について

経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受け、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成しています。

このうち、アリロクマブ（遺伝子組換え）製剤を使用する際の留意事項については、「エボロクマブ（遺伝子組換え）製剤及びアリロクマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドラインについて」（平成 29 年 3 月 31 日付け薬生薬審発 0331 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）により示してきました。

今般、アリロクマブ（遺伝子組換え）製剤である「プラルエント皮下注 75 mg ペン」及び「プラルエント皮下注 150 mg ペン」の製造販売承認事項一部変更申請が承認されたことに伴い、アリロクマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドラインの一部を別紙の新旧対照表のとおり改正しましたので、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。なお、改正後の最適使用推進ガイドラインの全文は、別添参考のとおりです。

アリロクマブ（遺伝子組換え）の最適使用推進ガイドラインの改正箇所（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

該当 ページ	新	該当 ページ	旧
2 , 3 ページ	対象となる医薬品： プラルエント皮下注 75 mg ペン、プララルエント皮下注 150 mg ペン（一般名：アリロクマブ（遺伝子組換え）） 効能又は効果： 家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症 <u>ただし、以下のいずれも満たす場合に限る。</u> ・心血管イベントの発現リスクが高い ・HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分、又は HMG-CoA 還元酵素阻害剤による治療が適さない 用法及び用量： <u>〔HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分な場合〕</u> 通常、成人にはアリロクマブ（遺伝子組換え）として 75 mg を 2 週に 1 回皮下投与する。効果不十分な場合には 1 回 150 mg を 2 週に 1 回投与に増量できる。 <u>〔HMG-CoA 還元酵素阻害剤による治療が適さない場合〕</u> 通常、成人にはアリロクマブ（遺伝子組換え）として 150mg を 4 週に 1 回皮下投与する。効果不十分な場合には 150mg を 2 週に 1 回投与に増量できる。 対象となる医薬品：	2 ページ	対象となる医薬品： プラルエント皮下注 75 mg ペン、プララルエント皮下注 150 mg ペン <u>プララルエント皮下注 75 mg シリンジ、プララルエント皮下注 150 mg シリンジ（一般名：アリロクマブ（遺伝子組換え））</u> 効能又は効果： 家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症 <u>ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る。</u> 用法及び用量： 通常、成人にはアリロクマブ（遺伝子組換え）として 75 mg を 2 週に 1 回皮下投与する。効果不十分な場合には 1 回 150 mg に増量できる。 製造販売業者：サノフィ株式会社

	プラルエント皮下注 75 mg シリンジ、プラルエント皮下注 150 mg シリンジ（一般名：アリロクマブ（遺伝子組換え）） 効能又は効果： 家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症 ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る。 用法及び用量： 通常、成人にはアリロクマブ（遺伝子組換え）として 75 mg を 2 週に 1 回皮下投与する。効果不十分な場合には 1 回 150 mg に増量できる。 製造販売業者：サノフィ株式会社		
4 ページ	このような医療状況に鑑み、既存の治療で LDL-C 値が管理目標値に達していない家族性高コレステロール血症（FH）及び非家族性高コレステロール血症（non-FH）患者を対象に、HMG-CoA 還元酵素阻害剤（スタチン）と併用する薬剤としてプラルエント皮下注（一般名：アリロクマブ（遺伝子組換え）、以下「本剤」という。）の開発が行われた。<u>さらに、その後、スタチンに対する忍容性が低い等の理由からスタチンによる治療が適さない患者を対象に、本剤の開発が行われた。</u>	3 ページ	このような医療状況に鑑み、既存の治療で LDL-C 値が管理目標値に達していない家族性高コレステロール血症（FH）及び非家族性高コレステロール血症（non-FH）患者を対象に、HMG-CoA 還元酵素阻害剤（スタチン）と併用する薬剤としてプラルエント皮下注（一般名：アリロクマブ（遺伝子組換え）、以下「本剤」という。）の開発が行われた。
5 ページ	<u>(1) 国内第Ⅲ相試験（EFC13672 試験）</u>	4 ページ	国内第Ⅲ相試験（EFC13672 試験）
8 ～ 12 ページ	<u>(2) 国内第Ⅲ相試験（EFC14305 試験）</u> 【試験の概要】 <u>スタチン以外の脂質低下療法又は低用量スタチン療法（アトルバスタチン 5 mg）により LDL-C 値が JAS ガイドライン 2012 の管理目標値まで低下しない HeFH 患者及び心血管イベントの発</u>	7 ページ	（新設）

現リスクが高い non-FH 患者を対象に、国内 30 施設において、本剤の LDL-C 低下作用を検証するための無作為化二重盲検プラセボ対照並行群間比較試験が実施された。

4 週間以上一定のスタチン以外の脂質低下療法（フィブラート系薬剤、エゼチミブ又は食事療法）又はアトルバスタチン 5 mg で治療を受けている患者に対し、治療を継続したまま、本剤 150 mg を 4 週に 1 回（Q4W）、本剤 150 mg を 2 週に 1 回（Q2W）又はプラセボを 12 週間皮下投与した。12 週以降は全ての患者に非盲検下で本剤 150 mg Q4W（非盲検期 8 週時点で JAS ガイドライン 2012 の管理目標値に到達していない場合、12 週時点で 150 mg Q2W へ増量）を 52 週間皮下投与した。主要評価項目は、投与後 12 週時点までの LDL-C 値のベースラインからの変化率とした。

対象となる患者の選択に当たっては、20 歳以上の HeFH 及び non-FH 患者で、スクリーニング時に以下の基準を満たすことが条件とされた。

（主な選択基準）

- ・ HeFH 患者（診断は、遺伝子解析又は JAS ガイドライン 2012 に基づく臨床診断基準を用いた。臨床診断基準に適合しないが治験責任医師により HeFH が強く疑われる場合は、スクリーニング期間に遺伝子解析を行うこととされた。）
- ・ 心筋梗塞、不安定狭心症、冠血行再建術（経皮的冠動脈形成術、冠動脈バイパス術等）、侵襲的又は非侵襲的な検査により診断された臨床的に重要な冠動脈疾患の既往を有する non-FH 患者
- ・ JAS ガイドライン 2012 の一次予防カテゴリーⅢに分類された疾患（虚血性脳卒中（心原性脳梗塞及び一過性脳虚血発作

	を除く)、末梢^{しょう}動脈疾患、糖尿病、慢性腎臓病)の既往又は危険因子((1) NIPPON DATA80 による 10 年間の冠動脈疾患による死亡確率が 2.0%以上、(2) NIPPON DATA80 による 10 年間の冠動脈疾患による死亡確率が 0.5%以上 2%未満であつて、次の基準のうち 1 つ以上を満たす。①低 HDL-C 血症(血清中 HDL-C 40 mg/dL 未満)、②早発性冠動脈疾患家族歴(第 1 度近親者であつて、55 歳未満の男性又は 65 歳未満の女性)、③耐糖能異常(空腹時血糖値 126 mg/dL 未満、75 グラム糖負荷 2 時間値が 140~199 mg/dL))を有する non-FH 患者 ・ 血清 LDL-C 値が 100 mg/dL 以上(HeFH 患者又は冠動脈疾患の既往を有する non-FH 患者)又は血清 LDL-C 値が 120 mg/dL 以上の患者(JAS ガイドライン 2012 の一次予防カテゴリーⅢに分類された non-FH 患者) ・ 血清トリグリセリドが 400 mg/dL 以下の患者 ・ スタチン治療が相応しくない又は低用量スタチンから増量ができない理由となる以下の因子を 1 つ以上有する患者 - スタチンとの関連が考えられる副作用(過敏症、ALT、AST、γGT、ALP 又は LDH 値の上昇、スタチンによつて誘発された肝機能障害、CK 値の異常、骨格筋関連の症状等)発現の既往 - CYP3A4 阻害剤(免疫抑制薬、アゾール系抗真菌薬又はエリスロマイシン)又はフィブレート系薬剤を投与 - 肝機能障害又は肝機能異常(脂肪肝、確定診断された他の肝疾患、他の原因に関連した肝機能障害の既往	
--	--	--

	<u>往を除く)</u> - <u>腎機能障害又は腎機能異常 (原因が判明している腎機能障害の既往を除く)</u> - <u>甲状腺機能低下症</u> - <u>耐糖能異常、又は空腹時高血糖 (空腹時血糖値が 110 ~125 mg/dL)</u> - <u>糖尿病性腎症</u> - <u>BMI が 18.5 kg/m² 未満の高齢者</u> - <u>上記因子を含まない、スタチン治療が相応しくない又は低用量スタチンから増量できない理由として治験責任医師／分担医師が医学的に判断した要因</u> <u>【結果】</u> <u>有効性及び安全性の主要な解析対象集団は、プラセボ群 56 例、本剤 150 mg Q4W 群 54 例、本剤 150 mg Q2W 群 53 例の計 163 例であった。そのうち、HeFH 患者は 38 例 (23.3%、プラセボ群 14 例、本剤 150 mg Q4W 群 11 例、本剤 150 mg Q2W 群 13 例) であった。無作為化時点での脂質低下療法は、低用量スタチンが 56 例 (34.4%)、スタチン以外の脂質低下薬が 79 例 (48.5%) [エゼチミブ 32 例 (19.6%)、フィブラート系薬剤 47 例 (28.8%)]、食事療法のみが 28 例 (17.2%) であった。</u> <u>(有効性)</u> <u>主要評価項目である、投与 12 週時点までの LDL-C 値 (算出法) のベースラインからの変化率は、下表のとおりであり、本剤はプラセボと比較して有意に LDL-C 値を低下させることが示され</u>	
--	---	--

た。

投与 12 週時点までの LDL-C 値のベースラインからの変化率 (ITT)

	<u>プラセボ 群</u>	<u>本剤 150 mg Q4W 群</u>	<u>本剤 150 mg Q2W 群</u>
<u>ベースライン値 (mg/dL)</u>			
<u>例数</u>	<u>56</u>	<u>54</u>	<u>53</u>
<u>平均値±標準偏差</u>	<u>149.4±32.6</u>	<u>154.2±59.5</u>	<u>149.2 ±31.1</u>
<u>12 週時点の値 (mg/dL)</u>			
<u>例数</u>	<u>55</u>	<u>53</u>	<u>51</u>
<u>平均値±標準偏差</u>	<u>141.5±36.6</u>	<u>91.3±64.1</u>	<u>46.6±25.8</u>
<u>12 週時点の変化量 (mg/dL)</u>			
<u>例数</u>	<u>55</u>	<u>53</u>	<u>51</u>
<u>平均値±標準偏差</u>	<u>-7.0±23.4</u>	<u>-63.6±30.9</u>	<u>-103.6±23.0</u>
<u>12 週時点の変化率 (%)</u>			
<u>例数</u>	<u>55</u>	<u>53</u>	<u>51</u>
<u>平均値±標準偏差</u>	<u>-4.3±15.6</u>	<u>-43.2±20.6</u>	<u>-70.0±13.3</u>
<u>最小二乗平均値±標準誤差^a</u>	<u>-4.3±2.2</u>	<u>-43.8±2.2</u>	<u>-70.1±2.3</u>
<u>プラセボとの差^a</u>			
<u>最小二乗平均値</u>	<u>二</u>	<u>-39.5</u>	<u>-65.8</u>
<u>[97.5%CI]</u>		<u>[-46.5,</u>	<u>[-72.9,</u>
<u>p 値</u>		<u>-32.4]</u>	<u>-58.7]</u>
		<u>p<0.0001</u>	<u>p<0.0001</u>

a: 投与群、時点 (投与後 4 週時、8 週時、10 週時、12 週時)、スタチン投与の有無、投与群と時点の交互作用、スタチン投与の有無と時点の交互作用、ベースラインの LDL-C 値、ベースラインの LDL-C 値と時点の交互作用を固定効果とした MMRM

(安全性)

二重盲検期 (投与 12 週まで) に認められた有害事象の発現割合は、プラセボ群 46.4% (26/56 例)、本剤 150 mg Q4W 群 51.9%

(28/54 例)、本剤 150 mg Q2W 群 47.2% (25/53 例) であり、主な事象は以下のとおりであった。

二重盲検期（投与 12 週まで）に認められた主な有害事象（安全性解析対象集団）

	プラセボ群	本剤 150 mg Q4W 群	本剤 150 mg Q2W 群
例数	56 例	54 例	53 例
ウイルス性上気道感染	16.1 (9)	14.8 (8)	15.1 (8)
咽頭炎	0 (0)	5.6 (3)	0 (0)
頭痛	1.8 (1)	3.7 (2)	1.9 (1)
白内障	0 (0)	3.7 (2)	0 (0)
軟便	0 (0)	3.7 (2)	0 (0)
非心臓性胸痛	1.8 (1)	0 (0)	7.5 (4)
倦怠感	0 (0)	0 (0)	3.8 (2)
熱傷	0 (0)	0 (0)	3.8 (2)
転倒	5.4 (3)	0 (0)	1.9 (1)
浮動性めまい	5.4 (3)	0 (0)	0 (0)
関節周囲炎	3.6 (2)	0 (0)	0 (0)
末梢性浮腫	3.6 (2)	0 (0)	0 (0)
挫傷	3.6 (2)	0 (0)	0 (0)

% (例数)

治験薬との因果関係が否定できないと判断された有害事象は、プラセボ群 7.1% (4/56 例)、本剤 150 mg Q4W 群 5.6% (3/54 例)、本剤 150 mg Q2W 群 3.8% (2/53 例) に認められた。このうち、2 例以上に発現した事象はなく、特定の臨床的傾向は認められなかった。

非盲検期（投与 12 週から 64 週までの 52 週間）には全ての患者にアリロクマブが投与された。この期間に認められた有害事象について二重盲検期の群ごとの発現割合は、プラセボ群 66.7% (36/54 例)、本剤 150 mg Q4W 群 68.5% (37/54 例)、本剤 150 mg Q2W

群 72.0% (36/50 例) であり、主な事象は以下のとおりであった。

非盲検期（投与 12 週から 64 週まで）に認められた主な有害事象（安全性解析対象集団）

	二重盲検期における投与群 ^a		
	プラセボ群	本剤 150 mg Q4W 群	本剤 150 mg Q2W 群
	54 例	54 例	50 例
例数			
ウイルス性上気道感染	29.6 (16)	37.0 (20)	36.0 (18)
背部痛	0 (0)	9.3 (5)	6.0 (3)
齲歯	1.9 (1)	7.4 (4)	4.0 (2)
気管支炎	5.6 (3)	5.6 (3)	2.0 (1)
咽頭炎	3.7 (2)	5.6 (3)	0 (0)
転倒	7.4 (4)	3.7 (2)	10.0 (5)
筋肉痛	1.9 (1)	3.7 (2)	6.0 (3)
糖尿病	1.9 (1)	3.7 (2)	2.0 (1)
血中 CK 増加	3.7 (2)	3.7 (2)	0 (0)
注射部位反応	1.9 (1)	3.7 (2)	0 (0)
脂肪肝	1.9 (1)	3.7 (2)	0 (0)
食欲減退	0 (0)	3.7 (2)	0 (0)
大腸ポリープ	0 (0)	3.7 (2)	0 (0)
インフルエンザ	1.9 (1)	1.9 (1)	8.0 (4)
便秘	0 (0)	1.9 (1)	8.0 (4)
外耳炎	0 (0)	1.9 (1)	6.0 (3)
湿疹	3.7 (2)	1.9 (1)	4.0 (2)
脂漏性皮膚炎	0 (0)	1.9 (1)	4.0 (2)
不眠症	3.7 (2)	1.9 (1)	4.0 (2)
下痢	0 (0)	1.9 (1)	4.0 (2)
腎嚢胞	0 (0)	1.9 (1)	4.0 (2)
咳嗽	3.7 (2)	1.9 (1)	0 (0)
挫傷	5.6 (3)	0 (0)	6.0 (3)
発疹	3.7 (2)	0 (0)	6.0 (3)
胃炎	1.9 (1)	0 (0)	6.0 (3)
痔核	0 (0)	0 (0)	6.0 (3)

	<u>非心臓性胸痛</u> <u>1.9 (1)</u> <u>0 (0)</u> <u>4.0 (2)</u> <u>冠動脈狭窄</u> <u>0 (0)</u> <u>0 (0)</u> <u>4.0 (2)</u> <u>結膜炎</u> <u>3.7 (2)</u> <u>0 (0)</u> <u>2.0 (1)</u> <u>心室性期外収縮</u> <u>3.7 (2)</u> <u>0 (0)</u> <u>0 (0)</u> <u>% (例数)</u> <u>a: 非盲検期は全ての群で本剤 150 mg Q4W を投与（非盲検期 12 週時点に、本剤 150 mg Q2W へ増量可）</u> <u>非盲検期における治験薬との因果関係が否定できないと判断された有害事象は、プラセボ群 5.6% (3/54 例)、本剤 150 mg Q4W 群 5.6% (3/54 例)、本剤 150 mg Q2W 群 4.0% (2/50 例) の患者に認められた。いずれかの群で 2 例以上に認められた治験薬の因果関係が否定できない有害事象は、注射部位反応（プラセボ群 1.9% (1/54 例)、本剤 150 mg Q4W 群 3.7% (2/54 例)、本剤 150 mg Q2W 群 0% (0/50 例)）であった。</u>		
15 ページ	本剤は、心血管イベントの発現リスクが高く、<u>(1) スタチンの最大耐用量^(注2)を一定期間服用している又は (2) スタチンによる治療が適切ではない、JAS ガイドライン 2012 の脂質管理目標値（次頁の参考を参照）に到達していない高コレステロール血症患者に対して使用することが重要である。</u> <u>3) スタチンによる治療が適さない患者については、以下のいずれかに該当すること。なお、特定のスタチンの使用のみが困難な場合又は特定のスタチンの禁忌にのみ該当する場合には、他のスタチンの投与可能性も十分に検討すること。</u> ① <u>副作用の既往等によりスタチンの使用が困難であること。</u> ② <u>スタチンの使用が禁忌とされていること。</u> <u>4) 高コレステロール血症治療の基本である食事療法、運動療法、禁煙及び他の動脈硬化性疾患のリスクファクター（糖尿病、</u>	10 ページ	本剤は、心血管イベントの発現リスクが高く、スタチンの最大耐用量^(注2)を一定期間服用している<u>にもかかわらず、JAS ガイドライン 2012 の脂質管理目標値（次頁の参考を参照）に到達していない高コレステロール血症患者に対して使用することが重要である。</u> （新設） <u>3) 高コレステロール血症治療の基本である食事療法、運動療法、禁煙及び他の動脈硬化性疾患のリスクファクター（糖尿病、</u>

	高血圧症) の軽減を含めた内科的治療が十分に行われていること。		高血圧症) の軽減を含めた内科的治療が十分に行われていること。
17 ページ	<u>スタチンの投与が適さない場合を除き、スタチンと併用すること。</u> 自己投与については、製造販売承認時に評価を行った臨床試験で安全性が確認されている。自己投与は患者の利便性を向上すると考えられる。自己投与を実施するにあたっては、実施の妥当性を慎重に検討し、患者に対して適切な教育、訓練及び指導をすること。	12 ページ	<u>日本人における本剤単独投与での有効性及び安全性は確率していないため、スタチンを併用すること。</u> 自己投与については、製造販売承認時に評価を行った臨床試験で安全性が確認されている。自己投与は患者の利便性を向上すると考えられる。自己投与を実施するにあたっては、実施の妥当性を慎重に検討し、患者に対して適切な教育、訓練及び指導をすること。<u>(本剤の自己投与の保険適用については、使用時に確認すること。)</u>

別添

最適使用推進ガイドライン

アリロクマブ（遺伝子組換え）

（販売名：プラルエント皮下注 75 mg ペン、プラルエント皮下注 150 mg ペン、
プラルエント皮下注 75 mg シリンジ、プラルエント皮下注 150 mg シリンジ）

平成 29 年 3 月（平成 30 年 11 月改訂）

厚生労働省

目次

1. はじめに	P2
2. 本剤の特徴、作用機序	P4
3. 臨床成績	P5
4. 施設について	P13
5. 投与対象となる患者	P15
6. 投与に際して留意すべき事項	P17

1. はじめに

医薬品の有効性・安全性の確保のためには、添付文書等に基づいた適正な使用が求められる。さらに、近年の科学技術の進歩により、抗体医薬品などの革新的な新規作用機序医薬品が承認される中で、これらの医薬品を真に必要な患者に提供することが喫緊の課題となっており、経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)においても、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることとされている。

新規作用機序医薬品では、薬理作用や安全性プロファイルが既存の医薬品と明らかに異なることがある。このため、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、当該医薬品の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用する事が重要である。

したがって、本ガイドラインでは、開発段階やこれまでに得られている医学薬学的・科学的見地に基づき、以下の医薬品の最適な使用を推進する観点から必要な要件、考え方及び留意事項を示す。

なお、本ガイドラインは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、一般社団法人日本臨床内科医会、一般社団法人日本循環器学会、一般社団法人日本動脈硬化学会、一般社団法人日本アフェレシス学会及び一般社団法人日本脳卒中学会の協力のもと作成した。

対象となる医薬品：プラルエント皮下注 75 mg ペン、プラルエント皮下注 150 mg ペン

(一般名：アリロクマブ (遺伝子組換え))

効能又は効果：家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症

ただし、以下のいずれも満たす場合に限る。

- 心血管イベントの発現リスクが高い
- HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分、又は HMG-CoA 還元酵素阻害剤による治療が適さない

用法及び用量：〔HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分な場合〕

通常、成人にはアリロクマブ (遺伝子組換え) として 75 mg を 2 週に 1 回皮下投与する。効果不十分な場合には 150 mg を 2 週に 1 回投与に増量できる。

〔HMG-CoA 還元酵素阻害剤による治療が適さない場合〕

通常、成人にはアリロクマブ (遺伝子組換え) として 150mg を 4 週に 1 回皮下投与する。効果不十分な場合には 150mg を 2 週に 1 回投与に増量できる。

対象となる医薬品：プラルエント皮下注 75 mg シリンジ、プラルエント皮下注 150 mg シリンジ (一般名：アリロクマブ (遺伝子組換え))

効能又は効果：家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症 ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る。 用法及び用量：通常、成人にはアリロクマブ（遺伝子組換え）として 75 mg を 2 週に 1 回皮下投与する。効果不十分な場合には 1 回 150 mg に増量できる。 製造販売業者：サノフィ株式会社

2. 本剤の特徴、作用機序

動脈硬化性疾患（特に、心筋梗塞を中心とした心疾患、脳梗塞・脳卒中を中心とした脳血管疾患）は、本邦での主な死亡の要因である¹⁾。動脈硬化の発症・進展は多様な危険因子の重なりによって引き起こされることが知られており、その主要な危険因子として高コレステロール血症がある。また、多くの研究結果から、低比重リポ蛋白コレステロール（LDL-C）値を低下させると心血管イベントリスクが低下することが明らかになっており、高コレステロール血症において、コレステロールの中でも、LDL-C 値を管理することが最も重要であるとされ、動脈硬化性疾患の予防を目的とした管理基準として採用されている²⁾。

日本動脈硬化学会（JAS）の「動脈硬化性疾患予防ガイドライン 2012 年版」²⁾（JAS ガイドライン 2012）において、複数の動脈硬化危険因子に基づいて層別した冠動脈疾患による死亡の絶対リスクに応じて LDL-C 値の管理目標値が設定されている。既存の運動療法、食事療法及び薬物治療を最大限受けているにも関わらず LDL-C 値の管理目標値を達成していない患者がおり、動脈硬化性疾患の発症予防の観点では重要な課題である。

このような医療状況に鑑み、既存の治療で LDL-C 値が管理目標値に達していない家族性高コレステロール血症（FH）及び非家族性高コレステロール血症（non-FH）患者を対象に、HMG-CoA 還元酵素阻害剤（スタチン）と併用する薬剤としてプラルエント皮下注（一般名：アリロクマブ（遺伝子組換え）、以下「本剤」という。）の開発が行われた。さらに、その後、スタチンに対する忍容性が低い等の理由からスタチンによる治療が適さない患者を対象に、本剤の開発が行われた。

本剤は、プロ蛋白質転換酵素サブチリシン／ケキシシン 9 型（PCSK9）に対する遺伝子組換え完全ヒト型 IgG1 モノクローナル抗体であり、PCSK9 を直接阻害する新規作用機序の薬剤である。

血漿 LDL-C の肝細胞への取込みには、肝細胞表面の LDL 受容体（LDL-R）が必要である。PCSK9 と結合していない LDL-R は血漿 LDL-C の肝細胞への取込み後、肝細胞表面にリサイクルされるが、PCSK9 が LDL-R に結合すると、LDL、LDL-R 及び PCSK9 は共に肝細胞内に取り込まれた後、リソソームに輸送されて分解されるため、結果として、肝細胞表面の LDL-R の減少を引き起こし、血漿中 LDL-C が上昇する。

本剤は高い親和性で PCSK9 と特異的に直接結合して、循環血液中の PCSK9 の肝細胞表面上の LDL-R への結合を阻害する。そして、LDL-R の分解を阻害しリサイクルを促進することによって肝細胞表面上の LDL-R 数を増やし、最終的に血漿中 LDL-C 値を低下させる。以上のように、アリロクマブは、細胞内コレステロールの合成を阻害することにより肝細胞表面上の LDL-R を増加させるスタチンと異なる作用機序で、肝細胞表面上の LDL-R を増加させることによって血漿中 LDL-C 値を低下させる。

3. 臨床成績

製造販売承認時に評価を行った主な臨床試験の成績を示す。

(1) 国内第Ⅲ相試験 (EFC13672 試験)

【試験の概要】

スタチン投与によっても LDL-C 値が JAS ガイドライン 2012 の管理目標値まで低下しない家族性高コレステロール血症ヘテロ接合体 (HeFH) 患者及び心血管イベントの発現リスクが高い non-FH 患者を対象に、本剤の LDL-C 低下作用を検証するための無作為化二重盲検プラセボ対照並行群間比較試験が国内 31 施設で実施された。

4 週間以上スタチン (プラバスタチン、シンバスタチン、フルバスタチン、アトルバスタチン、ピタバスタチン、ロスバスタチン) を安定した用量で経口投与されている患者に対し、スタチンの投与を継続したまま、本剤 75 mg を 2 週に 1 回 (投与後 8 週時点で JAS ガイドライン 2012 の管理目標値に到達していない場合、12 週以降は 150 mg へ増量)、52 週間皮下投与した。主要評価項目は、投与後 24 週時点までの LDL-C 値のベースラインからの変化率とした。

対象となる患者は、20 歳以上の HeFH 及び non-FH 患者で、スクリーニング時に以下の基準を満たすこととされた。

(主な選択基準)

- ・ HeFH 患者 (診断は、遺伝子解析又は JAS ガイドライン 2012 に基づく臨床診断基準を用いた。臨床診断基準に適合しないが治験責任医師により HeFH が強く疑われる場合は、スクリーニング期間に遺伝子解析を行うこととされた。)
- ・ 心筋梗塞、不安定狭心症、冠血行再建術 (経皮的冠動脈形成術、冠動脈バイパス術等)、侵襲的又は非侵襲的な検査により診断された臨床的に重要な冠動脈疾患の既往を有する non-FH 患者
- ・ JAS ガイドライン 2012 の一次予防カテゴリーⅢに分類された疾患 (虚血性脳卒中 (心原性脳梗塞を除く)、末梢動脈疾患、糖尿病、慢性腎臓病) の既往又は危険因子 ((1) NIPPON DATA80 による 10 年間の冠動脈疾患による死亡確率が 2.0%以上、(2) NIPPON DATA80 による 10 年間の冠動脈疾患による死亡確率が 0.5%以上 2%未満で、次の基準のうち 1 つ以上を満たす。①低高比重リポタンパクコレステロール (HDL-C) 血症 (血清中 HDL-C 40 mg/dL 未満)、②早発性冠動脈疾患家族歴 (第 1 度近親者、かつ 55 歳未満の男性又は 65 歳未満の女性)、③耐糖能異常 (空腹時血糖値 126 mg/dL 未満、75 グラム糖負荷 2 時間値が 140 mg/dL 以上、200 mg/dL 未満)) を有する non-FH 患者
- ・ 血清 LDL-C 値が 100 mg/dL 以上 (HeFH 患者又は冠動脈疾患の既往を有する non-FH 患者) 又は血清 LDL-C 値が 120 mg/dL 以上の患者 (JAS ガイドライン 2012 の一次予防カテゴリーⅢに分類された non-FH 患者)

- ・ 血清トリグリセリドが 400 mg/dL 以下の患者

【結果】

有効性及び安全性の主要な解析対象集団は、プラセボ群 72 例、本剤群 143 例の計 215 例であった。そのうち、HeFH 患者は 41 例（19.1%、プラセボ群 14 例、本剤群 27 例）であった。

（有効性）

主要評価項目である、投与 24 週時点までの LDL-C 値（算出法）のベースラインからの変化率は、下表のとおりであり、本剤はプラセボと比較して有意に LDL-C 値を低下させることが示された。

投与 24 週時点までの LDL-C 値のベースラインからの変化率（ITT）		
	プラセボ群	本剤群
ベースライン値（mg/dL）		
例数	72	143
平均値±標準偏差	141.6±26.7	141.1±26.8
24 週時点の値（mg/dL）		
例数	70	138
平均値±標準偏差	144.0±31.3	52.8±25.0
24 週時点の変化量（mg/dL）		
例数	70	138
平均値±標準偏差	2.2±18.1	−88.3±25.3
24 週時点の変化率（%）		
例数	70	138
平均値±標準偏差	1.9±14.1	−62.9±15.4
最小二乗平均値±標準誤差 ^a	1.6±1.8	−62.5±1.3
プラセボとの差 ^a		
最小二乗平均値	—	−64.1
[95%CI]		[−68.5, −59.8]
p 値		p<0.0001

a：投与群、時点（投与後 4 週時、8 週時、12 週時、16 週時、24 週時）、投与群と時点の交互作用、HeFH 集団の有無、HeFH 集団の有無と時点の交互作用を固定効果とし、ベースラインの LDL-C 値、ベースラインの LDL-C 値と時点の交互作用を共変量とした MMRM（共分散構造は無構造）

また、投与 24 週時点でのベースラインからの LDL-C 値の変化について、対象患者の JAS ガイドライン 2012 のカテゴリーで層別化して解析した結果においても、各カテゴリー間の本剤の LDL-C 値低下効果には一貫性が認められた。

**JAS ガイドライン 2012 のカテゴリ別のベースラインから
投与後 24 週時までの LDL-C 変化率 (ITT)**

	HeFH 患者	冠動脈疾患の 既往のある non-FH 患者	一次予防 カテゴリ III の non-FH 患者
例数	27	14	102
ベースラインの値 (mg/dL) ^a	150.9±40.0	120.7±20.4	141.3±21.4
24 週時点の変化量 (mg/dL) ^{b,c}	-82.7±7.1	-80.9±8.9	-93.8±3.8
24 週時点の変化率 (%) ^{b,c}	-54.8±5.0	-63.4±6.2	-67.1±2.7

a: 平均値±標準偏差

b: 最小二乗平均値±標準誤差

c: 投与群、時点、投与群と時点の交互作用、JAS ガイドライン 2012 のカテゴリ、JAS ガイドライン 2012 のカテゴリと時点の交互作用、投与群と時点の交互作用、投与群と JAS ガイドライン 2012 のカテゴリと時点の交互作用を固定効果とし、ベースラインの LDL-C 値、ベースラインの LDL-C 値と時点の交互作用を共変量とした MMRM

(安全性)

投与 52 週時点までの有害事象は、プラセボ群 83.3% (60/72 例)、本剤群 90.9% (130/143 例) に認められた。いずれかの群で 3%以上に認められた有害事象は下表のとおりであった。

いずれかの群で 3%以上に認められた有害事象 (安全性解析対象集団)

	プラセボ群	本剤群
例数	72	143
鼻咽頭炎	26 (36.1)	65 (45.5)
背部痛	4 (5.6)	18 (12.6)
注射部位反応	3 (4.2)	18 (12.6)
糖尿病	4 (5.6)	12 (8.4)
転倒	5 (6.9)	11 (7.7)
高血圧	5 (6.9)	9 (6.3)
咽頭炎	4 (5.6)	9 (6.3)
齲歯	1 (1.4)	9 (6.3)
挫傷	3 (4.2)	8 (5.6)
歯周炎	1 (1.4)	7 (4.9)
2 型糖尿病	1 (1.4)	7 (4.9)
靱帯捻挫	0 (0)	6 (4.2)
胃腸炎	3 (4.2)	5 (3.5)
頭痛	2 (2.8)	5 (3.5)
頸部痛	2 (2.8)	5 (3.5)
下痢	1 (1.4)	5 (3.5)
浮動性めまい	0 (0)	5 (3.5)
変形性脊椎症	0 (0)	5 (3.5)
血中 CK 増加	0 (0)	5 (3.5)
関節痛	6 (8.3)	4 (2.8)
上腹部痛	4 (5.6)	4 (2.8)
筋肉痛	3 (4.2)	2 (1.4)
インフルエンザ	6 (8.3)	1 (0.7)
季節性アレルギー	5 (6.9)	1 (0.7)
筋骨格硬直	4 (5.6)	1 (0.7)
腹部不快感	3 (4.2)	1 (0.7)
例数 (%)		

投与 52 週時点までの治験薬の因果関係が否定できない有害事象は、プラセボ群 11.1% (8/72 例)、本剤群 20.3% (29/143 例) に認められた。いずれかの群で 3%以上に認められた治験薬の因果関係が否定できない有害事象は注射部位反応 (プラセボ群 4.2% (3/72 例)、本剤群 12.6% (18/143 例)) であった。

(2) 国内第Ⅲ相試験 (EFC14305 試験)

【試験の概要】

スタチン以外の脂質低下療法又は低用量スタチン療法 (アトルバスタチン 5 mg) により LDL-C 値が JAS ガイドライン 2012 の管理目標値まで低下しない HeFH 患者及び心血管イベントの発現リスクが高い non-FH 患者を対象に、国内 30 施設において、本剤の LDL-C 低下作用を検証するための無作為化二重盲検プラセボ対照並行群間比較試験が実施された。

4 週間以上一定のスタチン以外の脂質低下療法 (フィブラート系薬剤、エゼチミブ又は食事療法) 又はアトルバスタチン 5 mg で治療を受けている患者に対し、治療を継続したまま、本剤 150 mg を 4 週に 1 回 (Q4W)、本剤 150 mg を 2 週に 1 回 (Q2W) 又はプラセボを 12 週間皮下投与した。12 週以降は全ての患者に非盲検下で本剤 150 mg Q4W (非盲検期 8 週時点で JAS ガイドライン 2012 の管理目標値に到達していない場合、12 週時点で 150 mg Q2W へ増量) を 52 週間皮下投与した。主要評価項目は、投与後 12 週時点までの LDL-C 値のベースラインからの変化率とした。

対象となる患者の選択に当たっては、20 歳以上の HeFH 及び non-FH 患者で、スクリーニング時に以下の基準を満たすことが条件とされた。

(主な選択基準)

- ・ HeFH 患者 (診断は、遺伝子解析又は JAS ガイドライン 2012 に基づく臨床診断基準を用いた。臨床診断基準に適合しないが治験責任医師により HeFH が強く疑われる場合は、スクリーニング期間に遺伝子解析を行うこととされた。)
- ・ 心筋梗塞、不安定狭心症、冠血行再建術 (経皮的冠動脈形成術、冠動脈バイパス術等)、侵襲的又は非侵襲的な検査により診断された臨床的に重要な冠動脈疾患の既往を有する non-FH 患者
- ・ JAS ガイドライン 2012 の一次予防カテゴリーⅢに分類された疾患 (虚血性脳卒中

(心原性脳梗塞及び一過性脳虚血発作を除く)、末梢^{しょう}動脈疾患、糖尿病、慢性腎臓病) の既往又は危険因子 ((1) NIPPON DATA80 による 10 年間の冠動脈疾患による死亡確率が 2.0%以上、(2) NIPPON DATA80 による 10 年間の冠動脈疾患による死亡確率が 0.5%以上 2%未満であって、次の基準のうち 1 つ以上を満たす。①低 HDL-C 血症 (血清中 HDL-C 40 mg/dL 未満)、②早発性冠動脈疾患家族歴 (第 1 度近親者で

- あって、55 歳未満の男性又は 65 歳未満の女性)、③耐糖能異常 (空腹時血糖値 126 mg/dL 未満、75 グラム糖負荷 2 時間値が 140~199 mg/dL)) を有する non-FH 患者
- ・ 血清 LDL-C 値が 100 mg/dL 以上 (HeFH 患者又は冠動脈疾患の既往を有する non-FH 患者) 又は血清 LDL-C 値が 120 mg/dL 以上の患者 (JAS ガイドライン 2012 の一次予防カテゴリーⅢに分類された non-FH 患者)
 - ・ 血清トリグリセリドが 400 mg/dL 以下の患者
 - ・ スタチン治療が相応しくない又は低用量スタチンから増量ができない理由となる以下の因子を 1 つ以上有する患者
 - スタチンとの関連が考えられる副作用 (過敏症、ALT、AST、 γ GT、ALP 又は LDH 値の上昇、スタチンによって誘発された肝機能障害、CK 値の異常、骨格筋関連の症状等) 発現の既往
 - CYP3A4 阻害剤 (免疫抑制薬、アゾール系抗真菌薬又はエリスロマイシン) 又はフィブレート系薬剤を投与
 - 肝機能障害又は肝機能異常 (脂肪肝、確定診断された他の肝疾患、他の原因に関連した肝機能障害の既往を除く)
 - 腎機能障害又は腎機能異常 (原因が判明している腎機能障害の既往を除く)
 - 甲状腺機能低下症
 - 耐糖能異常、又は空腹時高血糖 (空腹時血糖値が 110~125 mg/dL)
 - 糖尿病性腎症
 - BMI が 18.5 kg/m² 未満の高齢者
 - 上記因子を含まない、スタチン治療が相応しくない又は低用量スタチンから増量できない理由として治験責任医師/分担医師が医学的に判断した要因

【結果】

有効性及び安全性の主要な解析対象集団は、プラセボ群 56 例、本剤 150 mg Q4W 群 54 例、本剤 150 mg Q2W 群 53 例の計 163 例であった。そのうち、HeFH 患者は 38 例 (23.3%、プラセボ群 14 例、本剤 150 mg Q4W 群 11 例、本剤 150 mg Q2W 群 13 例) であった。無作為化時点での脂質低下療法は、低用量スタチンが 56 例 (34.4%)、スタチン以外の脂質低下薬が 79 例 (48.5%) [エゼチミブ 32 例 (19.6%)、フィブレート系薬剤 47 例 (28.8%)]、食事療法のみが 28 例 (17.2%) であった。

(有効性)

主要評価項目である、投与 12 週時点までの LDL-C 値 (算出法) のベースラインからの変化率は、下表のとおりであり、本剤はプラセボと比較して有意に LDL-C 値を低下させることが示された。

投与 12 週時点までの LDL-C 値のベースラインからの変化率 (ITT)

	プラセボ群	本剤 150 mg Q4W 群	本剤 150 mg Q2W 群
ベースライン値 (mg/dL)			
例数	56	54	53
平均値±標準偏差	149.4±32.6	154.2±59.5	149.2 ±31.1
12 週時点の値 (mg/dL)			
例数	55	53	51
平均値±標準偏差	141.5±36.6	91.3±64.1	46.6±25.8
12 週時点の変化量 (mg/dL)			
例数	55	53	51
平均値±標準偏差	-7.0±23.4	-63.6±30.9	-103.6±23.0
12 週時点の変化率 (%)			
例数	55	53	51
平均値±標準偏差	-4.3±15.6	-43.2±20.6	-70.0±13.3
最小二乗平均値±標準誤差 ^a	-4.3±2.2	-43.8±2.2	-70.1±2.3
プラセボとの差 ^a			
最小二乗平均値	—	-39.5	-65.8
[97.5%CI]		[-46.5, -32.4]	[-72.9, -58.7]
p 値		p<0.0001	p<0.0001

a: 投与群、時点 (投与後 4 週時、8 週時、10 週時、12 週時)、スタチン投与の有無、投与群と時点の交互作用、スタチン投与の有無と時点の交互作用、ベースラインの LDL-C 値、ベースラインの LDL-C 値と時点の交互作用を固定効果とした MMRM

(安全性)

二重盲検期 (投与 12 週まで) に認められた有害事象の発現割合は、プラセボ群 46.4% (26/56 例)、本剤 150 mg Q4W 群 51.9% (28/54 例)、本剤 150 mg Q2W 群 47.2% (25/53 例) であり、主な事象は以下のとおりであった。

二重盲検期 (投与 12 週まで) に認められた主な有害事象 (安全性解析対象集団)

	プラセボ群	本剤 150 mg Q4W 群	本剤 150 mg Q2W 群
例数	56 例	54 例	53 例
ウイルス性上気道感染	16.1 (9)	14.8 (8)	15.1 (8)
咽頭炎	0 (0)	5.6 (3)	0 (0)
頭痛	1.8 (1)	3.7 (2)	1.9 (1)
白内障	0 (0)	3.7 (2)	0 (0)
軟便	0 (0)	3.7 (2)	0 (0)
非心臓性胸痛	1.8 (1)	0 (0)	7.5 (4)
倦怠感	0 (0)	0 (0)	3.8 (2)
熱傷	0 (0)	0 (0)	3.8 (2)
転倒	5.4 (3)	0 (0)	1.9 (1)
浮動性めまい	5.4 (3)	0 (0)	0 (0)
関節周囲炎	3.6 (2)	0 (0)	0 (0)
末梢性浮腫	3.6 (2)	0 (0)	0 (0)
挫傷	3.6 (2)	0 (0)	0 (0)

% (例数)

治験薬との因果関係が否定できないと判断された有害事象は、プラセボ群 7.1% (4/56 例)、本剤 150 mg Q4W 群 5.6% (3/54 例)、本剤 150 mg Q2W 群 3.8% (2/53 例) に認め

られた。このうち、2 例以上に発現した事象はなく、特定の臨床的傾向は認められなかった。

非盲検期（投与 12 週から 64 週までの 52 週間）には全ての患者にアリロクマブが投与された。この期間に認められた有害事象について二重盲検期の群ごとの発現割合は、プラセボ群 66.7% (36/54 例)、本剤 150 mg Q4W 群 68.5% (37/54 例)、本剤 150 mg Q2W 群 72.0% (36/50 例) であり、主な事象は以下のとおりであった。

非盲検期（投与 12 週から 64 週まで）に認められた主な有害事象（安全性解析対象集団）

	二重盲検期における投与群 ^a		
	プラセボ群	本剤 150 mg Q4W 群	本剤 150 mg Q2W 群
例数	54 例	54 例	50 例
ウイルス性上気道感染	29.6 (16)	37.0 (20)	36.0 (18)
背部痛	0 (0)	9.3 (5)	6.0 (3)
齲歯	1.9 (1)	7.4 (4)	4.0 (2)
気管支炎	5.6 (3)	5.6 (3)	2.0 (1)
咽頭炎	3.7 (2)	5.6 (3)	0 (0)
転倒	7.4 (4)	3.7 (2)	10.0 (5)
筋肉痛	1.9 (1)	3.7 (2)	6.0 (3)
糖尿病	1.9 (1)	3.7 (2)	2.0 (1)
血中 CK 増加	3.7 (2)	3.7 (2)	0 (0)
注射部位反応	1.9 (1)	3.7 (2)	0 (0)
脂肪肝	1.9 (1)	3.7 (2)	0 (0)
食欲減退	0 (0)	3.7 (2)	0 (0)
大腸ポリープ	0 (0)	3.7 (2)	0 (0)
インフルエンザ	1.9 (1)	1.9 (1)	8.0 (4)
便秘	0 (0)	1.9 (1)	8.0 (4)
外耳炎	0 (0)	1.9 (1)	6.0 (3)
湿疹	3.7 (2)	1.9 (1)	4.0 (2)
脂漏性皮膚炎	0 (0)	1.9 (1)	4.0 (2)
不眠症	3.7 (2)	1.9 (1)	4.0 (2)
下痢	0 (0)	1.9 (1)	4.0 (2)
腎嚢胞	0 (0)	1.9 (1)	4.0 (2)
咳嗽	3.7 (2)	1.9 (1)	0 (0)
挫傷	5.6 (3)	0 (0)	6.0 (3)
発疹	3.7 (2)	0 (0)	6.0 (3)
胃炎	1.9 (1)	0 (0)	6.0 (3)
痔核	0 (0)	0 (0)	6.0 (3)
非心臓性胸痛	1.9 (1)	0 (0)	4.0 (2)
冠動脈狭窄	0 (0)	0 (0)	4.0 (2)
結膜炎	3.7 (2)	0 (0)	2.0 (1)
心室性期外収縮	3.7 (2)	0 (0)	0 (0)

% (例数)

a: 非盲検期は全ての群で本剤 150 mg Q4W を投与（非盲検期 12 週時点に、本剤 150 mg Q2W へ増量可）

非盲検期における治験薬との因果関係が否定できないと判断された有害事象は、プラセボ群 5.6% (3/54 例)、本剤 150 mg Q4W 群 5.6% (3/54 例)、本剤 150 mg Q2W 群 4.0% (2/50 例) の患者に認められた。いずれかの群で 2 例以上に認められた治験薬の因果関

係が否定できない有害事象は、注射部位反応（プラセボ群 1.9%（1/54 例）、本剤 150 mg Q4W 群 3.7%（2/54 例）、本剤 150 mg Q2W 群 0%（0/50 例））であった。

4. 施設について

本剤が適応となる患者の選択及び本剤の投与を開始する判断は、適切に行われることが求められる。また、本剤が適応となる患者の多くは、長期的な使用が必要となる可能性が高いため、本剤使用の継続にあたっては、医療機関へのアクセスの利便性は確保される必要がある。

1) 投与の開始にあたって

① 施設について

- 本剤の使用にあたっての十分な知識を有し、動脈硬化性疾患の包括的リスク評価を行うとともに、リスク因子としての脂質異常症、糖尿病、高血圧症、慢性腎臓病などの病態を十分に理解し、動脈硬化性疾患の発症予防・治療のための診療を担当している、一定の能力^(注1)を有する医師が所属する施設であること。

(注1) 医師免許取得後、満6年以上の臨床研修歴を有すること。また、6年のうち3年以上は循環器診療又は動脈硬化学に関する臨床研修歴を有すること。

- 動脈硬化性疾患の包括的リスク評価の一つの基準として JAS ガイドライン 2012 の内容を熟知し、動脈硬化性疾患のハイリスクを抽出し、適切な治療を行うことができる医師が所属する施設であること。
- FH への適応については、当該疾患の患者の診療経験を十分に有する医師が所属する施設であること。
- 医薬品リスク管理計画(RMP)の中で、本剤の製造販売後の安全性と有効性を評価するための製造販売後調査等が課せられていることから、当該調査を適切に実施できる施設であること。

② 院内の医薬品情報管理の体制について

- RMP の安全性検討事項に記載された副作用に対して、当該施設又は近隣医療機関の専門性を有する医師と連携し、副作用の診断や対応に関して指導及び支援を受け、直ちに適切な処置ができる体制が整っていること。
- 製薬企業等からの有効性・安全性等の薬学的情報の管理を行うこと及び自施設で有害事象が発生した場合に適切な対応と報告業務等を速やかに行うこと等の医薬品情報管理、活用の体制が整っていること。

2) 投与の継続にあたって

「1) 投与の開始にあたって」に記載された要件を満たす施設であること、又は1) の要件を満たす施設と連携をとることができ、以下の要件を満たす施設であること。

① 施設について

- 高コレステロール血症患者の診療経験が十分にある医師が所属すること。
- 本剤の効果判定を定期的に行った上で、投与継続の是非についての判断を適切に行うことができる医師が所属する施設であること。

② 院内の医薬品情報管理の体制について

- RMP の安全性検討事項に記載された副作用に対して、当該施設又は近隣医療機関の専門性を有する医師と連携し、副作用の診断や対応に関して指導及び支援を受け、適切な処置ができる体制が整っていること。
- 製薬企業等からの有効性・安全性等の薬学的情報の管理を行うこと及び自施設で有害事象が発生した場合に適切な対応と報告業務等を速やかに行うこと等の医薬品情報管理、活用の体制が整っていること。

5. 投与対象となる患者

【患者選択について】

本剤は、心血管イベントの発現リスクが高く、(1) スタチンの最大耐用量^(注2)を一定期間服用している又は(2) スタチンによる治療が適切ではない、JAS ガイドライン 2012 の脂質管理目標値(次頁の参考を参照)に到達していない高コレステロール血症患者に対して使用することが重要である。

本剤の最適な投与対象は、主として脂質管理目標値に達していない FH 患者、冠動脈疾患の既往のある患者が想定される。上記に該当しない心血管イベントの発現リスクが高いと考えられる non-FH 患者に対する使用にあたっては、スタチンのアドヒアランスや動脈硬化性疾患に関する他のリスクファクターの管理の状況を慎重に評価すること。

(注2) 最大耐用量とは、増量による副作用発現のリスクや患者背景(年齢、腎機能障害等)などを考慮し、医師がその患者にとってこれ以上増量することが不適切であると判断した用量を指す。

本剤の投与の要否の判断にあたっては、以下の要件を確認する必要がある。

- 1) non-FH 患者では、心血管イベントの発現リスクが高いこと。リスク評価にあたっては、以下のリスク因子を1つ以上有することを目安とする。
 - ① 冠動脈疾患(安定狭心症に対する冠動脈形成術を含む)の既往歴
 - ② 非心原性脳梗塞の既往歴
 - ③ 糖尿病
 - ④ 慢性腎臓病
 - ⑤ 末梢動脈疾患
- 2) 最大耐用量^(注2)のスタチンを一定期間(FH 患者、上記の①又は②に該当する患者の使用については、担当医師が臨床上十分な観察期間と判断する期間。それ以外の患者の使用については、原則として3ヶ月以上)投与しても、脂質管理目標値に到達していないこと。また、本剤投与前には、スタチンに加えて、エゼチミブを併用することも考慮すること。
- 3) スタチンによる治療が適さない患者については、以下のいずれかに該当すること。

なお、特定のスタチンの使用のみが困難な場合又は特定のスタチンの禁忌にのみ該当する場合には、他のスタチンの投与可能性も十分に検討すること。

 - ① 副作用の既往等によりスタチンの使用が困難であること。
 - ② スタチンの使用が禁忌とされていること。
- 4) 高コレステロール血症治療の基本である食事療法、運動療法、禁煙及び他の動脈硬化性疾患のリスクファクター(糖尿病、高血圧症)の軽減を含めた内科的治療が十分に行われていること。

※なお、最大耐用量のスタチンを服用しているにもかかわらず脂質管理が不良な高

コレステロール血症患者では、FH を疑うことが重要である²⁾。FH 患者の診療経験を十分に有する医師と相談することも検討すること。

(参考) 冠動脈疾患による死亡の絶対リスクに基づく脂質管理目標値 (JAS ガイドライン 2012 を改変)

- 1) HoFH 患者^(注3) : LDL-C 100 mg/dL 未満又は治療前値の 50%未満^(注4)
- 2) HeFH 患者^(注5) : LDL-C 100 mg/dL 未満又は治療前値の 50%未満
- 3) 冠動脈疾患の既往歴のある non-FH 患者 : LDL-C 100 mg/dL 未満
- 4) 一次予防の冠動脈疾患絶対リスクのカテゴリーⅢに該当する患者 (糖尿病、慢性腎臓病、非心原性脳梗塞、末梢動脈疾患のいずれかの既往がある患者。又は、性別、年齢、現在喫煙の有無、収縮期血圧及び血清コレステロール値等に基づく冠動脈疾患死亡の絶対リスク評価チャートの 10 年間の冠動脈疾患の死亡率 2%以上に該当する患者 (JAS ガイドライン 2012、p14 及び p16 を参照)) : LDL-C 120 mg/dL 未満

(注 3) HoFH 患者の診断基準 : 血清総コレステロール値が 600 mg/dL 以上、小児期から認められる黄色腫と動脈硬化性疾患、両親が家族性高コレステロール血症ヘテロ接合体との診断歴を有すること等から臨床診断を行う。なお、LDL 代謝経路に関わる遺伝子の遺伝子解析、あるいは LDL 受容体活性の測定により確定診断が可能である。

(注 4) JAS ガイドライン 2012 では HoFH 患者の脂質管理目標値の記載はないが、目安として HeFH 患者の脂質管理目標値を準用する。

(注 5) HeFH 患者 (15 歳以上) の診断基準 : 以下の 3 項目から 2 項目が当てはまる場合に診断する。FH 疑いの際には遺伝子検査による診断を行うことが望ましい。ただし、続発性高コレステロール血症を除く。

- ① 高 LDL-C 血症 (未治療時の血清 LDL-C 値が 180 mg/dL 以上)
- ② 腱黄色腫 [手背、肘、膝などの腱黄色腫あるいはアキレス腱肥厚 (軟線撮影により 9 mm 以上で診断とする)] あるいは皮膚結節性黄色腫 (眼瞼黄色腫は含まない)
- ③ FH あるいは早発性冠動脈疾患 (男性 55 歳未満、女性 65 歳未満) の家族歴 (2 親等以内の血族)

6. 投与に際して留意すべき事項

① 患者選択について

- HoFH^(注3) 患者における本剤の有効性及び安全性は検討されていない。しかしながら、本剤の作用機序から、臨床的に HoFH と診断された患者であっても LDL-R の存在が示唆される患者では、本剤の有効性が期待できると考えられる。ただし、一部の HoFH 患者（例えば機能完全欠損型 LDL-R）では、現段階では本剤の有効性は期待出来ない。投与中は血中脂質値を定期的に検査し、本剤の LDL-C の低下作用が認められない患者では、漫然と投与せずに中止すべきである。
- 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者については本剤の投与が禁忌であるため、投与しないこと。
- 重度の肝機能障害患者については使用経験がないことから慎重に投与すること。
- 本剤投与による心血管イベントリスクの低減効果については示されていない。引き続き、現在行われている臨床試験の結果を注視する必要がある。
- 動脈硬化性疾患発症のハイリスク患者の同定の詳細と対策は、関連学会の最新版のガイドラインを参照すること。

② 投与方法について

- スタチンの投与が適さない場合を除き、スタチンと併用すること。
- LDL アフェレーシス療法施行中の患者においても、本剤の有効性は期待できる。LDL アフェレーシスと併用する場合には、LDL アフェレーシス施行後に本剤を投与すること。
- 添付文書に加え、製造販売業者が提供する資料等に基づき本剤の特性及び適正使用のために必要な情報を十分に理解してから使用すること。
- 本剤の RMP を熟読し、安全性検討事項を確認すること。
- 自己投与については、製造販売承認時に評価を行った臨床試験で安全性が確認されている。自己投与は患者の利便性を向上すると考えられる。自己投与を実施するにあたっては、実施の妥当性を慎重に検討し、患者に対して適切な教育、訓練及び指導をすること。
- 本剤の投与により LDL-C が大幅に低下する可能性がある。LDL-C の極端な低値が長期間持続することが、重篤な心機能低下を有する患者に対する使用等、臨床的などの様な影響を与えるかは明確ではないため、注意して観察すること。

参考文献)

- 1) 厚生労働省：平成 27 年(2015)人口動態統計
- 2) 日本動脈硬化学会：動脈硬化性疾患予防ガイドライン 2012 年版

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 28 年 8 月 30 日付け保医発 0830 第 1 号）の記の 3

改 正 後	現 行
1 プラルエント皮下注 75mg シリンジ、同 150mg シリンジ、同 75mg ペン及び同 150mg ペン (1) (略) (2) <u>本製剤のうちシリンジ製剤（プラルエント皮下注 75mg シリンジ及び同 150mg シリンジ）の効能・効果は「家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症。ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG－C o A還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る」であることから、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG－C o A還元酵素阻害剤の最大耐用量を服用しているが、十分な治療効果が得られていない患者に限り使用すること。</u> <u>本製剤のうちペン製剤（プラルエント皮下注 75mg ペン及び同 150mg ペン）の効能・効果は「家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症。ただし、以下のいずれも満たす場合に限る。</u> <u>・心血管イベントの発現リスクが高い</u> <u>・HMG－C o A還元酵素阻害剤で効果不十分、又はHMG－C o A還元酵素阻害剤による治療が適さない</u> <u>であることから、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG－C o A還元酵素阻害剤の最大耐用量を服用しているが、十分な治療効果が得られていない患者、又はHMG－C o A還元酵素阻害剤による治療が適切ではない患者（副作用の既往等によりHMG</u>	1 プラルエント皮下注 75mg シリンジ、同 150mg シリンジ、同 75mg ペン及び同 150mg ペン (1) (略) (2) 本製剤の効能・効果は「家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症。ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG－C o A還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る」であることから、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG－C o A還元酵素阻害剤の最大耐用量を服用しているが、十分な治療効果が得られていない患者に限り使用すること。 また、本製剤の使用上の注意において、「本剤投与にあたっては、あらかじめ高コレステロール血症治療の基本である食事療法を行い、更に運動療法、禁煙、他の虚血性心疾患のリスクファクター（糖尿病、高血圧症等）の軽減等も十分考慮すること」とされているので、患者に対して必要な治療及び指導を十分に行った上で、本製剤の使用を考慮すること。

－C o A還元酵素阻害剤の使用が困難な患者又はHMG－C o A還元酵素阻害剤の使用が禁忌とされる患者）に限り使用すること。

また、本製剤の使用上の注意において、「本剤投与にあたっては、あらかじめ高コレステロール血症治療の基本である食事療法を行い、更に運動療法、禁煙、他の虚血性心疾患のリスクファクター（糖尿病、高血圧症等）の軽減等も十分考慮すること」とされているので、患者に対して必要な治療及び指導を十分に行った上で、本製剤の使用を考慮すること。

（３）本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

① 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」又は「施設要件イ」と記載）

ア 医師免許取得後、満６年以上の臨床研修歴を有し、このうち３年以上は循環器診療に関する臨床研修歴を有する医師が所属する施設

イ 医師免許取得後、満６年以上の臨床研修歴を有し、このうち３年以上は動脈硬化学に関する臨床研修歴を有する医師が所属する施設

② 本製剤の使用が必要と判断するに当たって参照したLDL－コレステロールの検査値及び当該検査の実施年月日

③ 食事療法を行っている旨、及び患者の状況に応じて、運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の

（３）本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

① 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」又は「施設要件イ」と記載）

ア 医師免許取得後、満６年以上の臨床研修歴を有し、このうち３年以上は循環器診療に関する臨床研修歴を有する医師が所属する施設

イ 医師免許取得後、満６年以上の臨床研修歴を有し、このうち３年以上は動脈硬化学に関する臨床研修歴を有する医師が所属する施設

② 本製剤の使用が必要と判断するに当たって参照したLDL－コレステロールの検査値及び当該検査の実施年月日

③ 食事療法を行っている旨、及び患者の状況に応じて、運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の

危険因子に対する治療若しくは指導を行っている旨

④ HMG－C o A還元酵素阻害剤で効果不十分な患者に投与する場合には、投与中のHMG－C o A還元酵素阻害剤の成分名及び1日投与量。なお、1日投与量が最大用量でない場合は、最大耐用量である旨もあわせて記載すること。

⑤ 本ペン製剤をHMG－C o A還元酵素阻害剤による治療が適さない患者（副作用の既往等によりHMG－C o A還元酵素阻害剤の使用が困難な患者又はHMG－C o A還元酵素阻害剤の使用が禁忌とされる患者）に投与する場合には、使用可能なHMG－C o A還元酵素阻害剤がないと判断した理由

⑥ 家族性高コレステロール血症以外の患者では、以下の心血管イベントのリスク因子のいずれに該当するか（「リスク因子ア」から「リスク因子オ」までのうち該当するものを記載）。

ア 冠動脈疾患（安定狭心症に対する冠動脈形成術を含む）の既往歴

イ 非心原性脳梗塞の既往歴

ウ 糖尿病

エ 慢性腎臓病

オ 末梢動脈疾患

⑦ 家族性高コレステロール血症以外の患者で、⑥の「リスク因子ウ」から「リスク因子オ」までのいずれかに該当し、HMG－C o A還元酵素阻害剤で効果不十分な患者に投与する場合、投与中のHMG－C o A還元酵素阻害剤の投与期間

（4）～（6） （略）

危険因子に対する治療若しくは指導を行っている旨

④ 投与中のHMG－C o A還元酵素阻害剤の成分名及び1日投与量。なお、1日投与量が最大用量でない場合は、最大耐用量である旨もあわせて記載すること。

⑤ 家族性高コレステロール血症以外の患者では、以下の心血管イベントのリスク因子のいずれに該当するか（「リスク因子ア」から「リスク因子オ」までのうち該当するものを記載）。

ア 冠動脈疾患（安定狭心症に対する冠動脈形成術を含む）の既往歴

イ 非心原性脳梗塞の既往歴

ウ 糖尿病

エ 慢性腎臓病

オ 末梢動脈疾患

⑥ 家族性高コレステロール血症以外の患者で、⑤の「リスク因子ウ」から「リスク因子オ」までのいずれかに該当する場合、投与中のHMG－C o A還元酵素阻害剤の投与期間

（4）～（6） （略）